# 令和８年度大規模地震等災害発生時の対応について

## 早川町内小中学校 家庭内掲示（Ｒ７ 一部改訂）

### ◎ 学校にいる間に次のような災害が発生した時

- 大規模地震が発生し「震度５弱以上」を記録した場合
- 南海トラフ地震「巨大地震警戒」が発令された場合
- その他の災害が発生、または発生する恐れがある場合

↳ 道路状況等の安全を考慮し，児童の引き渡しを開始する。

＊災害の発生時には、電話やメール等の連絡手段が使えないことが予想されます。様々な情報機器を活用し情報収集に心がけてください。
＊すぐに引き取りに来ることができない場合には、どなたかが引き取りに来るまで学校で預かります。ご安心ください。
＊原則として「家庭環境調査票」に名前のある方に、引き渡しを行います。
＊休校については，教育委員会と相談の上，決定します。

### ◎ 登下校中に災害が発生した時

① スクールバス利用中は、運転手の指示に従う。
② 学校に向かった場合は、「◎学校にいる間」に準ずる。
③ 家に引き返した場合は、安全に気をつけ自宅待機する。

### ◎ 在宅（災害によりスクールバス・乗合バスが止まる等）の時

① メールや電話で学校から各家庭に連絡をする。
② 学校開始の時刻の連絡があるまで自宅待機する。

### ◎ 災害後の授業再開について

① 授業の再開は、通学路や学校施設等の安全が確保された後、メール等で連絡する。
② 災害の程度によっては学校玄関へ貼りだし等で連絡する。
③ 授業再開までは、臨時休業とする。

この基準は、児童・生徒を安全に守るための一つの基準です。
状況による、保護者の判断を優先してください。